

改正案の概要

1. 「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案1）」 （平成29年4月頃制定予定）

（1）グリーンエネルギーCO₂削減相当量の追加について

- 調整後排出係数の算出に用いることができるクレジットについて、グリーンエネルギーCO₂削減相当量を追加（ただし、所内消費分の電力と熱に限る）

2. 「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案2）」 （平成29年8月頃制定予定）

（1）実排出係数、実二酸化炭素排出量の名称変更について

- 実排出係数、実二酸化炭素排出量の名称を、それぞれ基礎排出係数、基礎二酸化炭素排出量に改正

（2）ネガワット取引の取扱いについて

- ネガワット事業者が他の需要家からのネガワットに係る排出係数等を把握・管理し、小売電気事業者及び卸電力取引市場にその情報を提供することを規定（任意）

（3）グロスビディング等の取扱いについて

- 卸電力取引市場において同一の30分の時間帯における取引を行った際の自社電力の買戻しに相当する電力量の基礎（実）二酸化炭素排出量は、当該電気事業者の事業者別の基礎（実）排出係数又は自社の買戻しに相当する燃料使用量等を用いることを規定
- また、この場合の日本卸電力取引所の係数は、卸電力取引市場で約定された電力量の差分（売り約定量－買戻し約定量）に基づき算出することを規定

（4）非化石電気相当量の取扱いについて

- 調整後排出係数の算出に用いることができるクレジットについて、非化石電源に係る電気に相当するものの量を追加（算定時には別途CO₂換算する）

（5）卸電力取引市場からの電気調達に伴うFIT電力量について

- 卸電力取引市場からの電気調達のうちFIT電力量分を「市場調達FIT電力量」とし、調整後排出係数算定時にFIT電気調達分として加算することを追加

（6）その他

京都議定書第一約束期間の調整期間終了に伴い、京メカクレジットの規定を削除